平成２８年（フ）第５０５号
北九州市小倉北区中津口１丁目８番30―1005号
破産者　埜中　麻衣
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２９号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北２丁目17番３号
破産者　入江　吉己
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２８号
熊本市東区長嶺東８丁目６番51―101号　グランデージュ
破産者　小野　敦子（旧姓白澤）
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
山形市蔵王温泉752番地２、開始決定時の住所山形市蔵王温泉35番地
破産者　岡崎　克巳
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３５号
神奈川県横須賀市長浦町２丁目23番地
破産者　蝦名　祐隆
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２７号
静岡県掛川市下垂木2256番地の１
破産者　中山　章弘
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第６２０号
名古屋市中川区昭明町３丁目17番地　Ａｓｔ202号
破産者　枡田　幹雄
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３１号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号　チサンマンション705号、住民票上の住所名古屋市千種区池下１丁目６番20号
破産者　原　　美和
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３２６号
大阪市鶴見区鶴見５丁目８番２―306号
破産者　藤森　幸晴
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５０号
大阪府寝屋川市高柳２丁目７番６―301号
破産者　成田　君子（旧姓長谷川）
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２４１号
大阪府吹田市五月が丘北８番１号　(303)
破産者　津村　恵子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６６号
大阪府東大阪市小阪１丁目７番２―228号、前住所大阪府東大阪市大蓮南５丁目３番18号
破産者　吉田化工こと　吉田　康男
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３号
神戸市東灘区北青木４丁目25番17―402号
破産者　前田　和秀
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８４号
兵庫県加古川市尾上町池田1765番地の７
破産者　大森　幸子
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８０号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目26番15号　206号、前住所広島県広島市西区高須台６丁目１番14号
破産者　大原朝雄こと　具　　朝雄
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７号
岡山県倉敷市連島１丁目13番10号グランデ・ルミエール101号室
破産者　弘瀬　正貴
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
北九州市八幡西区折尾２丁目３番14号（デュエル折尾201号）
破産者　田代エステルこと　ＴＡＳＨＩＲＯ　ＥＳＴＨＥＲ　ＣＡＢＡＮＥＳ
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２２２号
熊本県合志市御代志1484番地１
破産者　**徳**永　和代
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係